

相談支援事業所 II

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業所（以下「相談支援事業所」という。）であること。
- 2 次の各号に該当すること。
 - (1) 相談支援事業所は、提案基準 6-2 第 1 項第 3 号の施設（法第 29 条第 1 項の許可、法第 42 条第 1 項ただし書の許可、法第 43 条第 1 項の許可を受けたものに限る。以下「障害福祉施設等」という。）内の一部を用途変更するものであること。
 - (2) 障害福祉施設等を運営する事業者と、相談支援事業所を運営する事業者が同一であること。
 - (3) 障害福祉施設等の規模に照らして、相談支援事業所の規模は必要最小限であること。
 - (4) 市の福祉施策の観点から支障がなく、相談支援事業所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。
- 3 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。